

平成 26 年

総務産経常任委員会会議録

平成 26 年 3 月 6 日

田上町議会

平成26年第2回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年3月6日 午前11時28分
- 3 出席委員
1番 今井幸代君 9番 川口與志郎君
4番 浅野一志君 11番 池井 豊君
5番 熊倉正治君 13番 泉田壽一君
8番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員
議長 渡邊正策君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐藤邦義 地域整備課長 土田 覚
副町長 小日向 至 産業振興課長 渡辺 仁
総務課長 今井 薫
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 中野幸作
書 記 渡辺 絵美子
- 8 傍聴人
新潟日報
- 9 本日の会議に付した事件
議案第 3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第 5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

- 議案第 9号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について
- 議案第10号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について
- 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
- 議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
2款 総務費
6款 農林水産業費
7款 商工費
8款 土木費
9款 消防費
11款 公債費
第2表 繰越明許費
- 議案第13号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 請願第 1号 TPP交渉に関する請願書
- 請願第 2号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願

午前11時28分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、引き続き残りの議案の審査に入りたいと思いますが、先ほど町長挨拶いただきましたけれども、いいですか。

町長（佐藤邦義君） いいです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、早速付託議案の審査に入りたいと思います。

それで、先ほど議案第5号、6号、それと議案第9、10、11号それぞれ質疑終わっておりますので、後ほどあわせて討論、採決をしたいと思いますので、それ以外の議案ということで、ではこれから審査入りたいと思いますが、最初に条例の関係、議案第3号と議案第8号、職員の分限と道路占用料徴収条例の関係、条例改正の部分だけ説明を求めたいと思いますので、お願いいたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、議案第3号ということで職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

はぐっていただきまして、内容をちょっとご説明申し上げますが、職員の勤務中の交通事故により有罪となった職員に対し失職に関する特例条項を加えるものでございます。内容につきましては、県条例と合わせた内容で作成してありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容については8ページの次の資料ナンバー1ということで新旧対照表をごらんいただきご説明申し上げます。私どもの条例に関しましては、ここに書いてございますけれども、ほとんど地方公務員法ということでその法に基づきまして、2件のみでございますので、今回につきましては地方公務員法の28条第3項、今までは第3項だったのでございますけれども、そこに第4項をプラスいたしまして、その効果の次に、「並びに失職の例外」を加えるものでございます。失職の例外ということで第5条でございますが、「任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる」、それプラス第2項に「前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う」

という文言を追加するものでございますので、よろしく申し上げます。

その地方公務員法の中身を若干ご説明申し上げますが、28条、今回4項追加するわけでございますけれども、その4項の中身につきまして申し上げますが、地方公務員法では職員はということで、ちょっと省きますけれども、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うというふうになっております。その中で職員は、第16条に該当するものに至ったときはということで、その16条を若干申し上げますと、欠格条項ということで16条の中に第2号でしょうか、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」ということが規定されておまして、これが欠格の条項ということになっております。

具体的には、ここにもうたってございますけれども、職員の失職の例外ということで5条のほうにうたっているわけでございますけれども、あくまでも勤務途上の過失による交通事故に限定されておまして、これが禁錮以上の刑に処せられるということで、今交通事故でも相手に対して、例えば目が全然見えなくなったとか、具体的な例申し上げますと、死亡に至る事故もございますが、禁錮以上になる刑がございます。その中で、当人はスピード違反、普通ですと、道路を制限速度を守って運転しているわけでございますけれども、急に子供が飛び出してきたとか、そういう部分で事故を起こす可能性は十分あるかと思えます。そういう中でそうすると、私もそういう注意を受けたことがないのでよくわかりませんが、裁判所に行きまして、裁判官のほうから禁錮刑、例えば2年ですよとか、普通ですとスピード違反していたり、例えばお酒を飲んでいたりという部分では執行猶予がつかないわけでございますけれども、その中で裁判官が執行猶予つきの刑をつけるのがほとんどだと思いますけれども、今申し上げたとおり、そんなスピードも出しているわけではないけれども、たまたま飛び出してきた、そういう事故が起きたというケースがあったときには執行猶予がつくわけです。そのときには、執行猶予つきの場合は情状等を考慮して、その職を失わないこととするというふうな文言を今回のせさせていただきたい。

それで、また2項目にのっているものがその執行猶予の言い渡しを取り消されたときというのをのせておきましたので、例えばその刑が確定し、執行猶予がついていると、3年間なら3年間執行猶予がついている間にまた同じようなことをやった場合は、その刑の中で執行猶予が取り消されるという例もございますので、そういうときはその職を失うというものでございまして、この内容につきましては前段で申し上げたとおり、県条例でそういうふうな形にうたっておりますので、町につい

てもそういう県の条例に合わせて今回一部改正をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、続きまして議案第8号お願いします。

地域整備課長（土田 覚君） ご苦労さまでございます。議案第8号でございますが、18ページをお願いします。

田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、消費税法の一部が改正することに伴う改正並びに道路法第39条の改正に伴う減免規定の削除に伴いまして同条例の一部の改正をお願いするものでございますので、よろしくお願い致します。

内容については、1ページおはぐりください。資料ナンバー7になります。第2条のところにある文言、消費税法の改正に伴いまして、その1.05乗じて得た額を消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率に乗じて得た額を加えた額ということで文言を直すものでございます。

続きまして、第3条でございますが、3条の（2）でございますが、道路法39条の改正によりまして、国の行う事業に係る占用料は徴収できないとされたことから、当町の条例より国の事業に係る減免規定を削除するものでございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、今それぞれ説明終わりましたが、質疑のある方どうぞ。

1番（今井幸代君） 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について質問するのですけれども、執行猶予された職員について情状を考慮して特に必要があると認めるときにはというふうになっているのですけれども、これは具体的にはどういった動きを想定するのかというのを少し教えていただきたいなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。急に飛び出してきたとか、例えばこういったものを運用するに当たってのガイドラインというか、そういったものをつくっていくのですか。

総務課長（今井 薫君） それは違いまして、裁判所に行って、裁判官が決定するわけなので、その状況に応じてという話になるので。

1番（今井幸代君） その任命権者が執行猶予された職員についての情状を考慮して特に必要があると認めるときということなので、その情状を考慮して特に必要があるという場合というのは具体的にどういう状況なのかというのを、運用していくに当たって目安というのは何か考えていかないのですかという質問です。

総務課長（今井 薫君） それは、今のところつくる予定もございませんし、あくまでも裁判官が執行猶予をつけた場合、それを見て、町長がその状況等をいろいろ考慮して町長の判断で決めていくということになります。ケース・バイ・ケースだろうと思いますので、お願いします。

町長（佐藤邦義君） それで、そういう細かい執行猶予ついたときに、これ要りますか。あくまでも状況判断で再犯しないだろうというような判定で取り組んでおりますので、改めて組織としての規約はつくらないことにしてあります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） そのほかありますか。

なければ議案第3号と議案第8号の質疑を終了したいと思います。

続きまして、では議案第12号 一般会計補正予算（第6号）についてお願いいたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の23ページからでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第12号ということで平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,665万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,869万7,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げますが、31ページからになります。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げますが、総体的には事業の確定に伴う今回各数字を整理させてもらう観点で補正を行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

1款町税の関係でございすけれども、1目個人の関係と、それから2目の法人の関係でございすますが、個人につきましては今回2,000万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、所得の増ということで給与所得、それから農業所得、いずれも増であったという部分での2,000万円の補正でございすし、法人につきましては400万円の補正でございすますが、内容につきましては、法人税5%引き下げられたわけでございすけれども、その影響は当初見込みよりも余り受けなかったという部分での今回400万円の補正でございす。

その下の2項の固定資産税の関係でございすけれども、1,150万円の補正でございす。これにつきましては、現年度分と滞納繰り越し分というふうに節で分かれていますけれども、現年度分につきましては900万円、これにつきましては償却資産の関係で大臣配分が道路であったという部分がございすし、2節については滞納処分関係で250万でございす。

その下の4項町のたばこ税でございますけれども、減額の200万円でございます。売り上げの減ということで200万円の減でございます。

32ページに移りまして、10款の地方交付税の関係でございますけれども、今回8,728万9,000円の補正でございます。内容につきましては、普通交付税の決定によるものというふうな形になりますけれども、内容的には財政の需要額の関係で単位費用の引き上げということで、特に社会福祉費の関係と保健衛生費の単位費用が引き上げられたと、そういう部分でございますので、よろしくお願いいたします。

その下の12款分担金及び負担金関係でございますけれども、2目の衛生費負担金関係で減額の52万3,000円でございます。これにつきましては、保育所と、それから各種検診の実績でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、一番下の使用料及び手数料の関係でございますけれども、これにつきましては各施設の使用の実績でございますので、よろしくお願いいたします。

33ページお聞きいただきたいと思っております。手数料の関係でございますけれども、3目の衛生手数料につきましては減額の112万1,000円でございます。これは、説明欄にも書いてございますけれども、し尿くみ取りの実績でございます。

それから、14款国庫支出金関係でございますが、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金ということで減額の、ちょっと大きゅうございまして、3,074万8,000円でございます。

社会福祉費負担金関係でございますけれども、これは減額の1,129万7,000円でございます。内容を若干ご説明申し上げますと、ここで一番大きいのが2番目の障害者自立支援等諸費ということで、国のほうから2分の1入ってくるわけでございますけれども、確定によりなのでございますけれども、法改正がございまして、今まで身体障害とか知的障害、それから精神障害に加えて、難病の部分が法改正なされてきた部分でございました。それがまだよくわからない部分での法改正があったということでの当初見込みで上げた歳入よりも入ってこなかったという部分でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、2節の児童福祉費負担金でございますけれども、422万8,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、保育所の広域入所の数が当初見た額よりも、当初17名見たのですけれども、30名ということで増になっております。その関係でございます。

それから、3節の児童手当負担金ということで、これが一番大きい減額の数字になりますけれども、2,367万9,000円という数字でございます。これは、児童手当の

関係でございまして、当初見込みつけました数の見方がちょっと誤りがあったのではないかなという部分でございまして。これは、保健福祉課になりますけれども、数の確認を私のほうでさせていただきまして、そういういろいろ区分があるのでございまして、全体で1,266名の数字の違いがあったという部分でございまして。これにつきましては、国のほうから基本的に6分の4入ってくる手当分といえますか、そういう形になっております。

続きまして、34ページを開いていただきましたけれども、2項の国庫補助金の関係でございまして。1目の民生費国庫補助金につきましては、減額の351万3,000円でございます。その主なものといえますか、2節の子育て支援交付金ということで減額の413万円でございます。これにつきましては、教育委員会の県補助金のほうに移行したものでございまして、後から出てきますので、よろしく願いいたします。

それから、2目の衛生費国庫補助金の関係で減額の88万1,000円、これにつきましてはがん検診の事業の補助と、それから循環型社会形成の交付金でございまして、これは合併浄化槽の関係でございまして。

それから、3目の農林水産業費の国庫補助金の関係でございまして、減額の187万6,000円でございます。これにつきましては、地籍調査の関係で確定しております。これにつきましては、補助は50%というふうな内容になっておりますし、その下の4目土木費国庫補助金の関係で今回3,008万6,000円お願いするものでございまして。これは、ご存じのとおり社会資本の関係でございまして、国の1号補正の部分で繰り越しする部分でございまして、3,180万円につきましては10分の6、国から入ってくる部分でございまして。若干内容を申し上げますと、繰り越し分ということで本田上・横場線の歩道の絡みと、それから本田上・才歩線、それから橋の長寿命化工事、それから道路ストック総点検の部分でございまして、よろしく願いいたします。

それから、同じ4目の節で言いますと住宅費補助金ということで減額の152万円ほど減額が上がっておりますけれども、これは耐震の関係でございまして。一人も耐震する方がいなかったということで、これも補助は国のほうから3分の1というふうになっております。

それから、一番下の5目の教育費国庫補助金の関係でございまして、これは実績に伴ってのこの数字を整理させてもらったものでございまして。

はぐっていただきまして、35ページ、15款県支出金、1項県負担金の関係でございまして、1目の民生費県負担金で減額の1,173万1,000円でございます。これにつきましては今度、先ほど国のほうで説明申し上げましたけれども、県のほう

の負担金の絡みでございます。社会福祉費の関係で、先ほど申し上げたとおり障害者の自立支援の処理でございます。これは、県のほうからは4分の1の補助でございます。

それから、先ほど国のほうで申し上げましたけれども、保育所の運営費の関係でございまして、広域入所の数が、先ほど申し上げたとおり17名予定しておったのが30名ぐらいという部分での県のほうの金額となります。

それから、3節の児童手当の関係でございしますが、これにつきましても県のほうから減額の536万6,000円ということで、これも先ほど国のほうで申し上げたとおり、ちょっと人数の誤りがあるという部分でございます。

それから、その下の2項になりますけれども、県補助金の関係でございしますが、これにつきましては1目の民生費県補助金で140万9,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄にも書いてございますけれども、それぞれ額の決定ということでお願いするものでございますし、そこでちょっと見ていただきたいのは、民生費の関係では、先ほど申し上げた2節のところに児童福祉費の補助金ということで新潟県安心こども基金事業補助金ということで、これが先ほど減額の部分でこちらのほうに、子育て支援のほうから移行した部分でございしますので、よろしく願いいたします。

それから、2目につきまして衛生費の県補助金でございしますが、125万3,000円をお願いするものでございます。額の確定見込みによるそれぞれの数字の整理でございします。

それでは、36ページにおきまして4目の農林水産業費県補助金でございしますが、これにつきましては補正額といたしまして、今回131万3,000円をそれぞれにお願いするわけでございます。

節の部分で言いますと、特に4節のところに水田農業構造改革対策事業費補助金というふうなことで今回250万円お願いするものでございます。これにつきましては、説明欄にも書いてございますけれども、農地面的集積促進事業ということで地域の中心となる経営者のほうに農地を集積していく部分でございします。これは、100%補助となっております、内容につきましては5人分掛ける50万円ということで250万円を今回補正するものでございます。その面積の内容でございしますが、面積に応じてまた金額が何か違うというふう聞いておまして、今回は0.5ヘクタールから2ヘクタールの部分でのその面積をある方に集約すると1人当たり50万円というふうな金額が決められるということで、今回5人分ということで250万円という形

でのお願いでございます。

それから、あと、細かい数字になりますけれども、額の確定によるものでございますが、その農林水産業の関係で6節の林業費の補助金ということで額、少のうございませうけれども、若干申し上げますと、これは取りやめがあったということを知っておりまして、その事業自体の取りやめで今回減額するというふうな形で一応聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

あとは、6目の消防費県補助金関係でございますが、これも額はちょっと少ないのでございませうけれども、減額の10万5,000円ということで防災情報通信設備の、これも補助事業でございまして、100%補助ということで緊急エリアメールの歳出での請け差の部分でこれだけ減額という部分でございませうので、よろしくお願ひいたします。

それから、一番下の3項の委託金でございませうけれども、これは工業統計等の交付決定に伴う数字をそれぞれ整理させたものでございませうので、よろしくお願ひいたします。

はぐっていただきまして、37ページになりますけれども、16款の財産収入でございませう。財産運用収入につきましては、それぞれ実績に合わせてという部分で見てございませうので、よろしくお願ひいたします。

それから、財産の売払収入になりますけれども、28万5,000円ということで、これにつきましては不動産の売り払いということで法定外公共物、俗に言う赤道を個人に払い下げたということでございませう。

それから、その下の17款寄附金関係でございますが、これにつきましては一般寄附と指定寄附、それぞれ34万9,000円と、指定寄附の関係で52万9,000円をお願いするものでございませう。一般寄附につきましては2名の方、それから指定寄附につきましては5人と、それからふるさと関係ございませうので、県外の方から9名ということで指定寄附の内容になっております。

それから、38ページでございませうけれども、18款繰入金、特別会計繰入金関係でございます。1目の後期高齢関係でございますが、これにつきましても24年度の精算ということで59万4,000円をお願いするものでございませうし、あと水道事業関係で減額の1万5,000円ということで説明欄に書いてございませうけれども、水道事業会計への繰入金でございませう。

それから、その下の2項の基金繰入金関係でございませうけれども、財調のほうに戻す部分と、それから減債基金のほうに戻す部分とございませう。それぞれ財調の

ほうへは減額の1億8,573万7,000円ということで、全部戻し切らなかったのですけれども、126万3,000円だけ、全額というわけにいきませんでしたけれども、減債のほうは3,400万円丸々戻すことができましたという内容になっております。

それから、一番下の19款の繰越金の関係でありますけれども、3,808万3,000円ということになります。

それから、39ページに行きまして、諸収入の関係でございます。受託事業収入ということで3目の教育費受託事業収入でございます。減額の1,620万2,000円でございます。内容につきましては、説明欄にも書いてあるとおり、埋文の関係の請け差でございます。

それから、その下の5項雑入でございます。これ雑入ということで253万円お願いするものでございますけれども、3節の還付金及び交付金につきましては、これは振興協会と言いまして、宝くじの関係の雑入でございます。交付額でございます。

それから、雑入につきましてはそれぞれの実績でございますが、その中で下から3番目でしょうか、総合型地域スポーツクラブ活動助成ということで、これも数字が減額の195万円ということで若干大きいわけでございますけれども、totoからの交付決定ということで、当初100%見ているわけでございますけれども、実際には60%という部分でございますので、減額させていただいたものでございます。

それから、最後になりますけれども、町債の部分でございますけれども、3目の土木債でございますが、今回1,390万円お願いするものでございます。内容につきましては、先ほどもちょっとお話ししたのですけれども、社会資本の関係の繰り越し分というふうな形で説明欄に数字はのっていますけれども、1,420万円、これは大きいかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり本田上・横場線の歩道絡みと、それから橋の長寿命化の修繕といいますか、それから本田上・才歩線の側溝・改良でございます。

それから、これ最後になりますけれども、消防債の関係で減額の60万円、これにつきましては説明欄にも書いてございますけれども、防災対策事業債ということで歳出のほうでの積載車の請け差の部分でありましたもので、これがここに来るわけでございますので、減額の60万円でございます。歳入のほうは以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君）では、ちょうど時間になりましたので、とりあえず歳入の部分でここでお昼にさせていただきたいと思っております。

正 午 休 憩

午後1時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、再開したいと思います。

では、次は歳出のほうからお願いします。

総務課長（今井 薫君） それでは、41ページからになります。よろしくお願ひいたします。

では、歳出のほうのご説明させていただきます。2款の総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費につきましては減額の99万円でございます。説明欄を見ていただきたいと思いますが、一般管理費の部分については共済費の部分で減額の98万5,000円ということになっております。これは、確定によるものでございます。

それから、12節の役務費の関係につきましては148万1,000円の減額でございます。これも補正額全て事業の確定のものでございますけれども、通信運搬費ということで書いてございますけれども、普通の郵便を使わずに、安価なメール便を今回利用したという部分での減額でございます。

それから、使用料の関係でございますけれども、これは95万1,000円お願いするものでございます。これにつきましては、当初見込んでいたコピー料の関係で多く使ったという部分での95万1,000円でございます。

それから、その他事業ということで役務費の関係でございますけれども、手数料の関係で52万5,000円お願いするわけでございますけれども、これはL G W A Nと言いまして、消防行政ネットワークの接続ルーターを更新しなければいけないということで今回52万5,000円をお願いするものでございます。

それでは、3目の財産管理費でございますけれども、減額の34万7,000円でございます。これにつきましては、説明欄のところに町有財産管理事業ということで役務費の関係で手数料を23万円減額、それから委託料の関係で11万7,000円の減額でございます。手数料の関係を申し上げますと、町有地の除草と申しますか、それが役場前と、それから保明の今回売れなかったわけでございますけれども、農村アパートの跡地、あの部分での除草関係でございますし、委託料につきましては不動産関係ということで本田上と、それから曾根のところをやって、その手数料の残でございます。

それから、4目の交通安全対策費は減額の36万6,000円ということで、交通安全対策事業の中でのカーブミラーの設置工事ということで請け差でございます。

それから、7目の企画費で減額の19万8,000円でございます。これにつきましては、交流のまちづくり事業ということの中身でございますし、報償費ということで検討

委員会、1回のみ開催しただけでその残と、それから13節の委託料、そこにも書いてございますけれども、アドバイザー派遣委託料ということで当初見ていたわけでございますけれども、職員が全て、今回イベントカレンダーなるものを内部のほうで検討して作成したという部分で委託料そのまま、15万8,000円減額の部分でございます。

それから、42ページに行きまして、9目の広報費でございますけれども、減額の51万円、これはきずなの執行残でございます。

それから、10目の地域経済活性化対策費ということで減額の462万円でございますが、説明欄にも書いてございますけれども、役場の空調の関係の委託料と、それから工事請負費の残でございます。

それから、その下に行きまして、5項の統計調査費の関係でございますけれども、これにつきましては経済統計調査として県の委託金の金額の決定によるものでございますので、よろしく願いいたします。

総務課は以上でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、私のほうご説明申し上げます。

ずっとはぐっていただいて、50ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。歳入にも県支出金で出ておりましたけれども、定額の補助金の交付決定により減額を行うものでございまして、今回財源振り替えのみということでお願いしたいと思っております。

はぐっていただきまして、51ページになります。歳入の説明のところで総務課長が非常に詳しくお話ししていただきましたので、私のほうでまた簡単につけ加えさせていただきますけれども、今回5名ということでございまして、中店の方が2名、下吉田、川ノ下、本田上の方が各1名で、全員の方が0.5ヘクタールから2ヘクタール以下の50万円のくくりに入りますので、5件掛ける50万円で250万円、そういうことでございます。これご承知と思っておりますけれども、人・農地プランによる農地面的集積促進事業ということで250万円の補正をお願いしたいということでございます。

続きまして、6目の農地費でございます。593万円の減額となっております。それで、農地一般事業でございますけれども、田上郷排水機場管理委託料、13節になりますが、14万9,000円。毎年、この時期に支出見込み額が決定するために補正をお願いするものでございまして、今回主なもので増減があるものをお話しいたしますと、人件費がマイナスの9万9,000円、修理費がプラスで30万6,000円、電源ユニットとか開閉ハンドル、潤滑油圧タイマーといったところの修繕がございました。あ

と、雑費でマイナスの6万2,000円ということでそれぞれで14万9,000円補正をお願いしたいものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、同じような名前で2つ並んでおります。国営造成施設管理整備促進事業ということで信濃川下流地区、マイナス4万1,000円、新津地区、マイナスの5万4,000円ということで、いずれも負担額確定による減額補正でございまして、よろしく申し上げます。

地域整備課長（土田 覚君） 農地費における国土調査事業についてご説明申し上げます。説明欄を見ていただきたいと思います。国土調査事業ということで349万8,000円の減額をお願いするものでございます。年度末に至り、ほぼ事業が確定したことによりまして整理を行うものでございまして、よろしく申し上げます。

報償費については、不用額として27万3,000円の減額。

12節の役務費については18万9,000円の、これは不用額でございまして。

13節の委託料でございまして、減額の225万3,000円をお願いするものでございまして、その内容については委託料における請負請け差でございまして。

14節の使用料及び賃借料についてでございまして、63万円の減額をお願いするものでございまして、それらについても不用見込み額ということでございまして、よろしく申し上げます。

18節の備品購入費でございまして、減額の15万3,000円ということで庁用車1台、軽自動車1台買ってございまして。それらの請負請け差でございまして、減額の15万3,000円をお願いするものでございまして。

よろしく申し上げます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 52ページのほうですが、8目の農地・水・環境保全向上対策費でございまして。農地・水・環境保全向上対策事業ということで19節負担金補助及び交付金、マイナスの50万1,000円でございまして。これについては、当初中店が取り組みを予定していたのですが、中止したということでございまして、そっくり落とさせていただくという補正でございまして。

続きまして、下段のほうの2項林業費、1目林業振興費19万円の減額補正をお願いするものでございまして。歳入でも総務課長がお話ししましたが、19節負担金補助及び交付金の森林整備地域活動支援交付金事業補助金ということで、これについては森林経営計画を作成する補助金でありまして、南蒲原森林組合が作成予定であったのですが、所有者の同意形成に苦慮し、年度内に作成できなかったため事業を中止したことによるものでございまして。これについては19万円のうち、国が2分の1、

9万5,000円、県、町が4分の1ずつの4万7,500円ということで19万円になっているものがございます。

続きまして、53ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費でございます。32万円の補正をお願いするものがございますけれども、商工振興事業の19節負担金補助及び交付金、エコタウン推進事業補助ということでお願いしたいということがございます。これについては、昨年も同様にこの3月補正の申請であったため、商工会のほうで同時期での申請でよいものと、申請がおくれたことと、本年度の事業の一つである事業所の経営マニュアルの作成が今年に入ってから2月でございますけれども、であったため、早い段階での作成費用の算出ができなかったことによつて今3月補正をお願いするということでございます。総事業費については64万円、補助金希望額32万円ということで2分の1補助。事業の内容としては、LED購入費助成事業ということで2回で40万円、啓発啓蒙用シールの作成ということで2万8,000円、今年度企業・事業所向けエコ対策マニュアルの作成ということで21万2,000円の総額64万円の事業ということでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、8款、よろしくお願いたします。8款土木費、1項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、5,517万8,000円をお願いするものがございます。歳入でもお話ししましたが、丸々次年度に繰り越すものがございます。国は平成25年度の大型補正によるものがございます。なお、この社会資本整備交付金事業につきましては、国が10分の6の補助、地方債につきましても交付税措置、丸々されるものがございます。

詳細についてご説明申し上げます。13節の委託料537万9,000円をお願いするものがございます。本田上・横場線歩道整備設計業務委託ということで213万9,000円をお願いするもので、コメリからJRまでのL=300メートルの歩道の設計を行うものがございます。

続きまして、道路ストック総点検ということで324万円をお願いするものがございます。この道路ストック総点検については、舗装とか法面の点検を行うもので、補助事業には欠かせない委託でございます。

15節の工事請負費でございますが、4,979万9,000円をお願いするものがございます。本田上・才歩線の側溝改良工事ということで443万9,000円をお願いするものがございます。この場所は、神明宮から才歩川までの通学路の側溝改良を行うもの

でございます。

続きまして、本田上・横場線の歩道整備工事でございますが、2,160万円の工事請負費をお願いするものでございまして、コメリからJRまでの300メートル間の歩道の工事費をお願いするものでございます。

続きまして、橋梁長寿命化修繕工事でございますが、2,376万円をお願いするものでございまして、町内の6カ所の橋梁の修繕を行うものでございまして、後藤才歩人道橋ほか5カ所の橋梁の修繕を行うものでございます。社会資本整備交付金につきましては、この場所をどうしてこういうふうを選んだかということにつきましては、まず1つは国のほうから、子供の未来を守る通学路整備をまず行いなさいということと、道路ストックの更新や長寿命化による安全な地域づくりの推進という、長寿命化の関係のパッケージということでこの箇所を要望して採択されましたので、総計で5,517万8,000円の社会資本整備交付金事業を今回の補正でお願いするものでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、8款2項2目の河川改良費でございます。29万4,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄にも書いてありますが、この2分の1の補助事業でございますが、土砂災害ハザードマップ作成業務委託の請負差額でございます。29万4,000円の減額でございます。

続きまして、3項都市計画費、1目の都市計画総務費でございますが、13節委託料のところ44万1,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、請負請け差でございますので、よろしくお願いたします。

3目の下水道対策費でございますが、1,485万4,000円の減額をお願いするものでございます。下水道対策費の繰出金でございますが、下水道事業の確定によりまして一般会計からの繰り出す金額を減額するものでございますので、下水道事業のところでもたお話しいたしますので、よろしくお願いたします。

1ページおはぐりください。55ページになります。4項1目の住宅管理費でございますが、397万円の減額をお願いするものでございます。これについても社会資本整備交付金事業で行っている補助事業でございますが、住宅管理事業のところ397万円の減額でございます。

説明欄をごらんください。耐震診断補助ということで72万円の減額、当初見込みは10件の耐震診断を見込んでおったのですが、1件の申請というか、申し込みしなかったものから、72万円の減額。

耐震改修補助については、5件見込んでおったのですが、誰も申請がなかったと

ということで丸々325万円の減額を行うものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、9款消防費のほうの説明に移らせていただきますが、3目消防施設費ということで減額の31万7,000円でございます。説明欄見ていただきたいと思いますが、消防施設の事業ということで委託料の関係でございますけれども、格納箱の撤去作業ということで、やっと3年間で、今年で全部完了でございますので、よろしく願いいたします。その請け差でございます。

それから、18節の備品購入費は減額の11万5,000円でございますけれども、これも積載車購入の請け差でございます。

それから、4目の防災費、減額の10万5,000円でございます。これにつきましても緊急のエリアメールのシステムの備品ということで備品購入の請け差でございます。ご存じのとおり、これをすることによって、当初の予算のときにも話しさせていただきましたけれども、エリアメールでまた緊急速報の部分で携帯のほうに全部通知できるという装置でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして63ページのほうに移らせていただきます。公債費の関係でございます。元金と利子の関係でございます。元金のほうで34万9,000円お願いするものでございます。これにつきましては、長期の借入金元金の償還金ということで、当初利率を0.6%で見ておったわけでございますけれども、これが0.4%ということで利息が減った分というふうに、償還金はその分増えたというふうな形で34万9,000円をお願いするものでございまして、利子につきましては減額の300万円でございます。これにつきましても当初予算上は3%で見ておったのですけれども、最大で1.4%ということでその分、半分以下になっている部分でございますので、今回300万円の減額をお願いするものでございます。

それから、第2表の繰越明許費の関係でございますけれども、28ページを開いていただきたいと思いますが、5,517万8,000円でございます。ページで言いますと53ページをお開きいただきたいと思いますが、先ほど土木費の中で5,517万8,000円の内訳ということで説明欄で申し上げたとおり、これを丸々繰り越したというふうな内容の繰越明許費になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

では、今議案第12号、一般会計の補正予算（第6号）の説明終わりましたが、一旦ここで切って質疑をしたいと思っておりますので、質疑のある方どうぞ。

11番（池井 豊君） まず、歳入で33ページ、35ページの児童手当負担金のところで、両方のところで数字の見誤りがあったということなのですからけれども、これどのように見誤るとこういうふうな大きな金額の誤りになるのか、詳細聞かせてください。

それから、55ページ、土木費なのですからけれども、住宅管理事業の耐震化です。これ診断で10件中1件、改修で5件中ゼロ件というのは、これはもう事業として事業選定に誤りがあったというか、町民にとって使いにくい事業というふうにとらえられてしまったのではないかと思うのですけれども、これどう言ったらいいか、今まで何年かやってきましたけれども、そのトータルの数字と、26年度もこれ行う予定なのでしょうか。ちょっとそこら辺聞かせていただきたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうから国庫の関係の児童手当ということで2,300万円ということで大変数字も大きな原因になるとされますけれども、事業主体は保健福祉課の事業になると思いますので。

では、ちょっと内容を申し上げます。人数を見過ぎたという部分だと思いますので、まず区分が3歳未満と、それから3歳未満の被用者の部分でしょうか。一応上の欄からいきますと、3歳未満の被用者分ということで当初2,050人見ておったのでして、それで実績が出てきたわけでございますので、それが実績見込みで2,004人…

（そんなに違わないの声あり）

総務課長（今井 薫君） これは違わないのです、トータルで。その下の部分の3歳未満の非被用者分ということ、もう一つあるのですけれども、これが当初360人見ていたのですけれども、実績で353人、差は7人となっています。これはそんなに違ってはいないのです。一番違うのは、3段目の小学校修了前第1子・第2子分というふうに書いてございますよね。それが当初だと8,800人、実績で8,166人、差額で634人。それから、その下の小学校修了前第3子分でしょうか。これが当初1,200人、実績で1,031人、差で169人。それから、中学校修了前、これが当初4,000人見ておりました。実績見込みで3,616人、差で384人。それから、一番下の特例給付分ということで当初400人見ておりました。それが実績のほうでは374人、差し引きすると26人と。この差し引き分を全部足すと1,266人分が数字として出てきます。負担はそれぞれ違う部分がありますけれども、総体にならすと、私一番最初に申し上げたとおり6分の4組み替え数字という意味がございまして、ちょっと見誤りがあったのかなと、いっぱい見過ぎた部分かなというふうな形で見えております。よろしいでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 55ページの住宅管理費の住宅管理事業における耐震の関係についてご説明申し上げます。

23年度の申請を受けて、国のほうから一般会計の耐震診断の補助事業ということでスタートしたものでございまして、確かに事業展開に誤りがあるのかと言われても、私はそうは思っておりません。24年度から実施しておりまして、24、25、26、27年度までということで国のほうから、診断をする人には9万円ほどかかります。そのうち8万円を町と県と国とで合わせて補助をするもので、通常の一般の人の持ち出しが1万円となるものでございます。

それから、耐震改修補助でございまして、先般の決算のときにもお話し申し上げましたが、診断しますと、老朽化している住宅につきましてはかなり費用がかかるということ、65万円までのマックスの補助しか出ませんので、建て直しを検討したりする人が多くて、一部改修というか、耐震補強ということで考える人がやっぱり少ないのが現状でございまして。したがって、昨年度も改修の補助については65万円という補助制度はありますのでございまして、申し込みがなかったということでございまして。今年もなかったということでございまして。

24年度の耐震の診断をした数を今申し上げますので、少々お待ちになってください。耐震診断補助については、24年度についてもやはり1件の方が申し込まれてございまして、1件の方が耐震診断をしてございまして。今年も、25年度についても1件の方が、ちょっと古い住宅なのですが、耐震診断をされて、最終的には改修はしないというふうな結論を本人様がされておまして、この事業も国の施策に基づいて行っているもので、27年度まで行う予定になってございまして、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

11番（池井 豊君） わかりましたけれども、そんなに誤差があってもいいものなのか、ちょっとあれなのではけれども、これは言いようがないので、担当課になるべくそういうことのないようにということをお伝えいただければと思います。

問題は、土木費のほうなのではけれども、これ国からおりてきた事業をそのままやっているといえやうなのではけれども、これだけ利用者がもっと診断やったほうがいい、1年に1回ずつ。改修したのがゼロというのは、これ事業としても国の許可でやり始めたのでしょうけれども、どういったって成り立っていないというふうに思うのではけれども、町長、これ改修に対しての補助率上げるとか、啓蒙活動が悪いとか、もうちょっと何かするとか、または田上のそういう建築組合なんかと協議して、建て替えとは言わず、一般家屋、全部補強で何とかなるという

仕組みを提案してくれないかどうか。何らかのこれ事業を田上町自体で組み直すか、または宣伝といいたいでしょうか、だから使い方を変える必要があると思うのですけれども、これは町長はこの資料はこの程度でいいと思われていますか。そこら辺ちょっと町長としての判断をお聞かせいただければと思います。

町長（佐藤邦義君） 当初のは、それでも何件かあったのですが、そもそも国が言ってきた耐震というのは、本来は木造対象ではなくて、木造診断すれば、ほとんど90%ぐらいはみんな耐震だめなのです。だけれども、診断してみようかというので診断した人もいたけれども、実際には診断するにはやっぱり相当数の工事になると大変だということで、実際はなかなかそこまで足踏み込めない。ちょっと個人的には、今経営大学、学園、短大も全部直すと、やっぱりだめだと。高等学校も全部だめなのです。だから、そういうふうに公的なところはそれなりの補助が来ますから、高校は3分の2ぐらい来るのでしたか。大学はほとんど来ないので、今回文科省へ行って、私学の代表が出してくれというので、くどいているようだけれども、実際には改修すると、新しいうち建てるのと同じようになるというので、足踏み状態というので池井議員が言ったように、これみんな補助するとなると、大変な額なのですよね。だからといって国がやれやれと言っているのに、やりませんよというわけにもいきません。だから、本当に自治体からもいるようですので、数件上がったではないですか。今報告したけれども。

（何事か声あり）

町長（佐藤邦義君） だから、ちょっと金がかかって、木造校舎、古い家はみんなひっかかります。だけれども、やっぱりやらないわけにいかない、一応は。

11番（池井 豊君） 状況は、よくわかっているのです。国からおりてきている事業だというのはわかるのですけれども、せめてその耐震診断だけでもできるようにと、広報に努めて、PR、だって9万円のうち8万円も出るわけなのですよね。診断ぐらいやって、危機意識を持つぐらいの、改修は難しいと思うのだよね。ちょっと要望。でもそういう補強で何とかなるかどうか、今後も研究を進めてもらいたいと思います。

以上でいいです。答弁要りません。

1番（今井幸代君） 53ページ、土木費、社会資本整備交付金事業、それぞれ結局工期どういうふうになるのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

地域整備課長（土田 覚君） 繰り越し事業でございますので、それぞれ当年、26年度中には終わらねばならないということでございますが、本田上・横場線の歩道につ

いてはテストを入れてから工事になりますので、ちょっと時間がかかるのではないかとと思われます。

本田上・才歩線の側溝改良工事については、おおむね2カ月もあれば、通学路でございませぬので、早期発注して早目に終わりたいというふうに思っております。

橋梁については、6カ所ございませぬので、そのうちの2カ所が架け替えというか、ボックスタイプのほうになるということと、残りの4カ所については塗装とか、そういう部分の一番悪い部分の修繕でございませぬので、それらについても遅くても12月いっぱいぐらいには終わりたいというふうに思っております。よろしく願ひします。

9番（川口與志郎君） 細かいことで恐縮なのですが、52ページの農林水産業費、林業振興事業、補助金は一切使われなかつたということなのですが、それはどうも森林組合とかの都合で森林の経営計画をそれぞれ立てるといふことが執行されなかつたということですが、詳しく。

産業振興課長（渡辺 仁君） 川口議員のご質問にお答えいたします。

説明のところでもう少し詳しく言おうかと思つていたのですけれども、実は当初予定していた場所が川の下の方より北側でずっと、山田部落にかけてぐらいの範囲の森林を森林組合がこの森林経営計画を作成して、5年以内に間伐が5ヘクタール以上まとまらないとお金が出ないのですけれども、した場合に1ヘクタール当たり3万8,000円が出ますよということですので、地主にみんな願ひしていつて、やりませぬか、やりませぬかと言つて、総体的に5ヘクタールまとまればできると。実際に25年度に経営計画を立てて、認められてこの補助金が出て、翌年から5年間の間に全部間伐も5ヘクタール以上しなければだめなのです。ですので、何人かはしてもいいですよということでもまとまるのですが、最終的にその範囲の中で5ヘクタールがまとまらなかつたので、やむを得ず断念したということでもございませぬので、相手もいることでも、なかなかそこまで全員の方が、目星をつけた方の中で5ヘクタールの面積が集まらなかつたため、やむなく断念したということでもございませぬので、よろしく願ひします。

9番（川口與志郎君） 事情わかりましたが、田上町の森林の間伐をして、森林を保護していくというのは非常に大事なことだと思ひます。どうも今の状態では、宝の持ち腐れで宝が腐っていくのではないかとと思ひますけれども。

それで、せつかく交付金があるわけで、事情があつてやむを得なかつたとは思ひますが、そのところを重視をして何とか中止にならないように持つていくような

努力、今後森林を大事にするというのは非常に大事な課題だと思っておりますので、お願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、私のほうから。歳入のほうで財政調整基金と減債基金が戻してありますが、これによって現在高でどんなふうになるのですか。残高。

総務課長（今井 薫君） 財調のほうで8億1,600万円ぐらい、決算のときにも話になったかもしれませんが、減債のほうで5億1,000万円ぐらいございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、一般会計のほう終わりましたが、あとは地域整備課だけになりました。ほかの皆さん、よろしゅうございます。

（執行部一部退席）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、議案の13号、14号、19号は合わせて説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、特別会計のほうよろしくをお願いします。

64ページからになります。議案第13号になりますが、平成25年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ2,612万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億744万4,000円とするもので、その主な内容は年度末に至り、予定した事業がほぼ確定したことによりまして補正を行うものでございますので、よろしくをお願いします。

ページはぐっていただいて、69ページ、歳入をお話しさせていただきます。2款2項1目の下水道手数料でございますが、補正額5,000円をお願いするものでございまして、その内容については排水設備等登録手数料が1件増だったことによるものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目の下水道事業費国庫補助金でございますが、51万3,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、補助事業の社会資本整備交付金事業の事業が確定したことによりまして減額の51万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございますが、1,485万4,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、一般会計の繰入金でございまして、歳出に合わせての精算になりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、5款1項1目の繰越金でございます。510万1,000円をお願いするものでございまして、繰越金を全額精算して、今回お願いするものでございます。

続きまして、6款諸収入、4項雑入、1目の雑入でございますが、5万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。雑入の7万3,000円でございますが、山田川改修に伴う下水道管の移設補償費ということで額の確定によりまして7万3,000円をお願いするものでございますし、2節の消費税還付金につきましては額の確定によりまして13万2,000円の減額をお願いするもので、合わせて5万9,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、7款町債、1項町債、1目の下水道事業債でございますが、1,580万円の減額をお願いするものでございます。これは、特環の単独事業分の事業費の工事の関係の起債の関係で額の確定によりまして1,580万円の減額をお願いするものでございます。

1ページおはぐりください。歳出をお願いします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費でございます。1目の一般管理費でございますが、補正額51万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、年度末に至りまして、不用見込み額が生じることから、需用費においては15万5,000円の減額、12節の役務費においては3,000円の減額、19節の負担金補助及び交付金においては2万1,000円の減額、27節の公課費においては消費税でございますが、確定によりまして33万5,000円の減額を行いまして、整理を行うものでございます。

続きまして、1款総務費、2項維持管理費、1目の管渠維持費でございます。286万4,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましても年度末に至り、ほぼ事業が確定したことによりまして不用額を整理するものでございまして、11節の需用費については41万1,000円ということで不用額の整理を行うものでお願いするものでございますし、12節の役務費でございますが、141万1,000円の減額をお願いするもので、これは手数料でございます。マンホールポンプの清掃手数料でございます。今年は、汚れが比較的少なかったため、6回のところ3回ということで清掃しまして、141万1,000円の減額をお願いするものでございます。13節の委託料でございますが、38万1,000円の減額をお願いするものでございます。汚水管渠清掃等業務委託、下水道台帳作成業務委託、いずれも請負請け差でございますので、よろしくをお願いします。14節の使用料及び賃借料でございますが、これは不用見込み額の減額でございます。15節の工事請負費の65万1,000円についても、汚水管渠等補修工事についても不用見込み額の減額でございますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2目の処理場管理費でございますが、192万5,000円の減額をお願いするものでございまして、節水に努めまして、説明欄を見ていただくとわかるので

すが、11節需用費でございますが、18万8,000円を、これを逆にお願いするものでございまして、その中身につきましては日ごろから節水いたしまして、消耗品費については34万1,000円の不用見込み額の減額、燃料費については、これは重油等なのですが、2万2,000円の減額、光熱水費については、これは55万1,000円の追加をお願いするもので、これについては先般の12月議会でもかなり出ましたが、電気料の値上がり等によるもので55万1,000円の追加をお願いするものでございます。13節の委託料につきましては211万3,000円の減額をお願いするものでございます。下水道施設維持管理業務委託、水質検査業務委託、汚泥等処分業務委託、電気設備点検等、下段まで全てにおいて請負請け差で生じた不用額を整理するものでございますので、よろしくお願いいたします。

1 ページおはぐりください。1 項 1 目の下水道事業費になります。補正額1,775万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。11節の需用費については20万円の減額、不用見込み額を整理するものでございます。13節の委託料につきましては139万2,000円の減額をお願いするもので、下水道事業全体計画見直し業務委託、長寿命化計画修正業務委託、いずれも請負請け差でございます。15節の工事請負費でございますが、1,542万8,000円の減額をお願いするものでございます。管渠布設工事におきましては1,444万1,000円の減額、これにつきましては山田川改修の工事に合わせまして移設工事を計上しておったのですが、県の山田川改修工事に合わせまして、延長が詰まった等がございまして、不用額を1,444万1,000円の減額をお願いするものでございます。また、公共汚水柵設置工事については98万7,000円ということで不用見込み額を整理するものでございますし、22節の補償補填及び賠償金、その他の物件補償費については、家屋補償や立ち木補償がなかったものですから、丸々73万5,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目の元金でございます。公債費でございますが、先ほども総務課長のほうでも一般会計でもございましたが、43万2,000円の元金については追加をお願いするものでございます。説明欄を見ていただきますと、償還金利子及び割引料、長期借入金元金償還金ということでお願いするものでございます。これは、起債の関係でございますが、先ほども総務課長がお話ししたとおり、当初は3%で計算しておったのですが、大体1.4%台ということでございますので、元利均等払いですから、利息は安くなりますし、元金はかかるということになりますので、元金分の追加をお願いするものでございます。

続きまして、74ページでございますが、公債費、同じく3 款公債費の利子でござ

いますが、先ほども申したとおり、予算上は3%で見ていたものが低利の利率でございましたので、349万4,000円の減額をお願いするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長、続きまして集落排水事業もよろしいでしょうか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい。

地域整備課長（土田 覚君） では、1ページおはぐりください。続きまして75ページ、議案第14号になります。平成25年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてよろしくお願ひします。

歳入歳出それぞれ307万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,594万3,000円とするものでございます。

詳細についてご説明申し上げます。集落排水事業につきましても年度末に至り、事業がほぼ確定したことによりまして経費の整理をお願いするものでございますので、よろしくお願ひします。

80ページまでよろしくお願ひします。80ページからになります。歳入でございしますが、1款1項1目の農業集落排水事業分担金でございしますが、補正額4万5,000円ということで保明新田の藤田さんという方が2年目ということで1件分の追加をお願いするものでございます。

続きまして、2款1項1目農業集落排水使用料でございしますが、62万9,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄をごらんください。現年度使用料として、農業集落排水使用料ということで70万円の減額をお願いする。今の実績に合わせまして70万円の減額をお願いするものでございますし、滞納繰り越し分については7万1,000円、平成20年から24年分ということで入ってございますので、今後7万1,000円の追加をお願いするものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目の繰入金については248万6,000円の減額をお願いするもので、これは一般会計の繰入金でございします。集落排水事業の全体事業の確定によりまして減額を248万6,000円お願ひするものでございします。

1ページおはぐりください。歳出でございします。1款1項1目の一般管理費でございします。補正額37万3,000円の減額をお願いするもので、説明欄をごらんください。旅費、需用費、公課費、いずれも不用額の整理やら公課費については、確定によりまして35万4,000円の減額をお願いするものでございします。

続きまして、1款2項1目の管渠維持費でございします。133万2,000円の減額をお願いするものでございします。集落排水事業ということで、説明欄のほうでございま

すが、11節の需用費でございますが、116万円の減額をお願いするものでございます。これらについて、不用額でございますが、修繕料については101万円の減額をお願いするもので、これについては不用額でございます。要するに集落排水事業の管渠のマンホールポンプ等の修繕が今年は余りなかったということで101万円の減額をお願いするもので、光熱水費には、申しわけございません。これも電気料の値上げの関係で1万円ほど追加をお願いするもので、合わせて需用費で111万6,000円の減額をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。13節の委託料につきましては5万4,000円の減額、汚水管渠清掃業務委託ということで、これは請負請け差でございます。15節の工事請負費につきましては、汚水管渠等の補修工事費ということで、これも11万8,000円の減額をお願いするもので請負請け差でございます。

続きまして、2目の処理場維持費でございますが、136万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。需用費でございますが、96万4,000円ということで減額をお願いするものでございます。消耗品費と光熱水費については5万3,000円と8万円ということで不用額の整理、修繕料については83万1,000円ということでございますが、今年は処理場の機械の修理が余りなかったということで83万1,000円の減額をお願いするものでございます。13節の委託料でございますが、40万1,000円の減額ということで処理場の維持管理業務委託、水質検査業務委託、機械設備等の点検業務委託、31万5,000円の減額、1万3,000円の減額、7万3,000円の減額、いずれもこれらについては請負請け差でございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

(水道の声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 議案第19号をお願いします。128ページをお願いします。

最後になりますけれども、議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算につきましては、予算3条に定めました収益的支出の水道事業費用予定額を227万4,000円減額し、2億3,608万4,000円とする補正並びに予算4条に定めました資本的収入予定額を3,481万円減額し、1億7,679万円とする補正及び資本的支出の予定額を2,471万8,000円減額し、3億4,655万1,000円とする補正でございます。

詳細については、これから説明申し上げます。これらについても水道事業が年度末に至り、ほぼ事業が確定したことに伴いまして補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

128ページの第2条でございますが、水道事業費用の227万4,000円を減額する補正

でございます。

詳細について説明させていただきます。130ページからお願いします。よろしいでしょうか。収益的支出については、支出を説明申し上げます。1款水道事業費用、1項営業費用につきましては39万5,000円の減額をお願いするものでございまして、1目の原浄水及び配給水費につきましては10万5,000円の追加をお願いするものでございます。これは、2節の手当におきまして時間外勤務手当が10万5,000円不足が見込まれることからお願いをするものでございます。なぜ不足が見込まれるかといいますと、企業団の事故等がございまして、朝ほどというか、夜業もしたことによりまして、ちょっと時間外勤務が足りなくなったということでございますので、よろしく申し上げます。

次に、3目の減価償却費でございますが、50万円の減額をお願いするものでございます。有形固定資産減価償却費、構築物ということで取得価格の確定によりまして50万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目の支払利息及び取り扱い諸費でございます。132万9,000円の減額をお願いするものでございまして、地方公共団体から来る企業債の利息を、先ほど利率等が安くなったこともございまして、132万9,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、3項1目の特別損失の55万円でございますが、特別損失2月12日現在113万円ほどになってございますので、予算上55万円の減額をお願いするものでございます、ということでよろしく申し上げます。特別損失は、人も頼んだりしてかなり料金の滞納分をいただいております。当初170万円を見込んでおったのですけれども、今のところ見込みとして110万円前後になるかというふうに思われております。

続きまして、1ページおはぐりください。これが資本的収入及び支出でございます。収入と支出、いずれも補正をお願いいたします。収入でございます。1款資本的収入、1項企業債、1目の企業債でございますが、3,300万円の減額をお願いするものでございまして、浄水場施設整備事業の事業の確定によりまして減額をお願いするものでございます。

3項の補償金、1目の補償金でございますが、181万円の減額をお願いするものでございます。これは、説明欄にもあるように公共工事補償金を事業の確定によりまして181万円の減額をお願いするもので、この主な中身は山田川改修による移設補償や新潟・五泉・間瀬線のバイパスに関する移設補償金の事業の確定によりまして減

額をお願いするものでございます。

支出でございますが、1款1項3目の浄水場建設工事費でございます。補正予算として2,471万8,000円の減額をお願いするもので、説明欄をごらんください。1節の工事請負費で2,440万3,000円の減額を浄水場建設工事のところで事業の確定によりまして減額をお願いするもので、請負請け差等でございます。2節の委託料につきましても浄水場施設施工管理業務委託の31万5,000円の減額をお願いするものでございまして、これにつきましても請負請け差等、いずれのものにいたしましても年度末に至り、事業がほぼ確定したことによりまして補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ご苦労さまでした。

今、説明いただきましたが、質疑のある方。

11番（池井 豊君） 73ページ、課長の言葉がなかなかわからないことがあったが、現状が詰まったと言ったようで、現状が詰まったというのは工事する距離が掘ってみたら短くなって、工事する必要がなくなったからこれだけなのか。それとも工事期間が詰まってしまって、工事が6月までになるでしたか。工事、その分の予算が次年度にいつてしまったのか。これどういうことなのか、ちょっと詳しく説明してください。何が詰まったか。

地域整備課長（土田 覚君） 説明が、本当に申しわけございません。説明資料には書いてございますけれども。山田川の延長が65.8メートル詰まったことによりまして……

（何事か声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 山田川の、初音さんの前のところまで行って、ずっと曲がるところまでいく予定でおったのですが、県の山田川の改修工事がほぼ駐車場のところで終わるということになったのです。したがって、L=65.8メートル、延長にすると約65メートルほど詰まりましたので……

（何事か声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 山田川の工事が詰まったことによりまして、移設工事がなくなったことによりましての減額でございますので、よろしく申し上げます。

13番（泉田壽一君） そうしましたら、あの先まで、恐らく入倉建築のほうまでずっと用地買収されていますよね。そうしますと、用地買収、補修はその先までいつているけれども、工事は手前で終わるということは県の所有地がその先できるわけです

か。

地域整備課長（土田 覚君） 泉田議員のおっしゃるとおりでございます。用地買収は、入倉建築さんの裏の作事小屋のところまでしてございますが、工事が駐車場の敷地で終わりますから、おっしゃるとおりでございます。その先は、県の用地が少し残ります。

13番（泉田壽一君） そうしますと、その後工事が終わった後にまた維持管理が、雑草が生えたりいろいろあるかと思imasので、その辺は空き地として残っても維持管理に関してちゃんと協議してください。

地域整備課長（土田 覚君） はい、わかりました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

それでは、なければ議案第13号、14号、19号の質疑は終わりたいと思います。

それでは、付託議案の討論・採決を行いたいと思います。

では、最初に議案第3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、討論のある方は。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 次に、議案第5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論のある方は。

なければ、議案第5号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論のある方は。

なければ、議案第6号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論のある方は。

なければ、議案第8号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第9号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指

定について、討論のある方は。

なければ、議案第9号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第10号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について、討論のある方は。

なければ、議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について、討論のある方。

なければ、議案第11号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定についての中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、第2表、繰越明許費、討論のある方。

なければ、議案第12号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第13号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について、討論のある方。ございませんか。

なければ、議案第13号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について、討論のある方。

なければ、議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

最後に、では議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について、討論のある方。

なければ、議案第19号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

では、以上で付託議案に関しては終わりたいと思います。

なお、委員の皆さん、請願が2件残っておりますので、2時40分まで休憩したいと思います。

午後2時24分 休 憩

午後2時40分 再 開

総務産経常任委員長(熊倉正治君) では、最後の請願が、請願第1号 TPP交渉に関する請願書、それと請願第2号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願、この2件残っておりますので。

では、最初に請願第1号、議論したいと思いますのですが、TPP交渉に関する請願書、紹介議員の松原議員がいますので、少し説明を。

8番(松原良彦君) 大変長くなりまして、またこういう問題ができて、面倒でも協力お願いいたします。

請願趣旨というのは、皆さんもよく聞いておるかと思いますが、このTPP問題、一番大事なのはコメ、麦、砂糖、それから牛・豚の肉、乳製品、この5品目を主にしてやっているわけでございます。

請願趣旨を読みます。

TPP問題については、これまで我々は、農業をはじめ、食の安全・安心、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する重大な問題を含むことから、総力をあげて交渉参加反対に取り組んできたところです。

しかしながら、昨年3月に安倍首相は正式に交渉参加を表明し、7月23日からわが国は交渉会合に参加しています。政府は交渉参加にあたり、国会の衆参農林水産委員会決議において農林水産分野の重要5品目等の確保や国民への十分な情報提供、幅広い国民的議論の実施を決定しましたが、保秘契約を理由に、現在に至るまで国会決議は実現されていません。

このため、我々の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できない中、現場では、なし崩し的な譲歩を重ね、不本意な合意がなされているのではないかと不安と不満が高まっています。食の安全・安心にかかる基準や制度が議論の対象となっているにもかかわらず、一切の情報開示がなされない日米並行協議

も同様です。

国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会の決議等を遵守することと、TPP交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施するようこの請願書にご理解を賜り、地方自治法第99条の規定に基づいて政府に意見書を提出いただき、強力な働きかけをお願い申し上げます。

以上のことが書いてあるわけですが、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今、説明をしていただきましたが、この件に関して何か紹介議員に質疑ありますか。

11番（池井 豊君） これというのは、請願事項は何になるのですか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 一番最後ではないですか。国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施することというのがそうなのでは。この請願にご理解を賜り、意見書を提出していただきたいということで、情報開示請求のこと。

議会事務局長（中野幸作君） その他、農林水産委員会の決議等を遵守すること、この2点ということ。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 反対とかなんとかと言っているわけではない。

11番（池井 豊君） わかりました。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、どうですか。別に起立採決などしなくても、この請願を採択ということで意見書を出すということでよろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、採択ということに決めます。

ということは、意見書はありますか。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、皆さん読んでいただいて。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 何かないですか。

では、意見書をこうすることで最終日に出すということになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では次に、請願第2号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願、紹介議員、川口議員でございますので、説明をお願いいたします。

9番（川口與志郎君） お疲れのところ恐縮ですが、簡潔にお話ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

請願の趣旨については、読み上げるということでご勘弁ください。

安倍首相は、今国会の答弁で、集団的自衛権の行使について「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることで可能であり、憲法改正が必要との指摘はあたらない」と述べた。

これは、解釈改憲で集団的自衛権の行使容認に踏み込むものであり、現憲法下では「集団的自衛権の行使は禁止される」という歴代政権の憲法解釈をくつがえして、日本を「海外で戦争する国」に変えるものであり、断じて容認できない。

次のところは、歴代の政府ができないということをやろうとしていると。それは、非常に暴走だというふうなことが書いてあります。2004年6月18日、これ自民党政権ではないかと思いますが、閣議決定あって、政府がその閣議決定に反して、今の政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではない。それをやろうとしているのは暴論だと、無謀だと言って、仮に政府において憲法解釈を便宜的、意図的に変更をするようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。国民の信頼を失う。安倍首相の発言は、この閣議決定にも背き、憲法の最高規範性を否定し、「国家権力を縛る」という立憲主義を乱暴に否定するものと言わなければならないというわけです。

趣旨はそういうことで、請願事項は立憲主義を否定するもので困るということが1つです。

どうしても集団的自衛権を行使するのであれば、憲法を変えて、つまり国会議員の3分の2の発議で国民投票をして、正式な手続でこの集団的自衛権の行使はすべきであって、一内閣、特に安倍総理大臣個人が非常に強いイニシアチブをとっていますが、そこで決める問題ではない。これは暴挙だということで、立憲主義を否定する。

それから、集団的自衛権の行使をするということは、今後歴代の政権、自民党を含めた政権では個別的な自衛権、つまり日本が正当防衛、ほかのどこかの国から日本が攻められて、それを守るといふ、それは個別的な自衛権ですが、それは歴代の政権はやむを得ないだろうと。そのことには反撃しなければだめだろうと。日本の

国土が侵されたり、一方的に攻められたりしたら、正当防衛ですが、そのときには対抗する、それが自民党の今までの見解でした。

それを今度はそうでなくて、日本の利害にかかわりなく、日本を攻められるときでなく、アメリカとの戦争に加わっていくということで、日本の正当防衛ではなくて、アメリカと一緒に加害者になるということで、特にアフガン戦争なんかではアメリカとNATOと一緒にアフガニスタンに攻め込みました。それは、NATOの国々は利害直接かかわらない。そういう形で日本も戦争に加担させられていくと。それこそ道を開くものということで、もう一つ言いますと戦後日本人は戦争という名において外国人を一人も殺していません。それから、日本の自衛隊員を含めて、日本国民が戦争という名において外国によって殺されたこともありません。特に平和主義、憲法の平和主義、これを危なくするようなことはしてもらいたくないということであります。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今、説明をいただきましたが、紹介議員に対して何か質問なりご意見ありますか。

1 番（今井幸代君） ちょっとお伺いしますけれども、まず請願趣旨の文章で、「政府自身、2004年6月18日の閣議決定で憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言」云々書いてありますけれども、最後「憲法規範そのものに対する国民の信頼を損なわれかねないと考えられている」、こういう発言からこの閣議決定は背くというふうになっていきますけれども、その閣議決定、本来の続きがあるわけですね。この次、小泉内閣ですけれども、「このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更するのが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない」というような討論をしているわけです。そう考えると、これが閣議決定に背きというような内容とはおよそ当たらないというふうに考えているのですが、その辺の見解と、立憲主義を否定するというのは具体的にどういうことなのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

9 番（川口與志郎君） 後のほうの立憲主義の否定ということは、憲法は時の権力者の一存で、きちっと3分の2の発議で国民投票するという、そういう手続を通さないでかなり独断的に憲法をじゅうりんすると、それが立憲主義の否定ということ。つまり、憲法学者も言っていますけれども、もし集団的自衛権を行使するのだったらちゃんと国会の3分の2の議員の発議、そして国民投票、そして憲法を変えて、そ

ういう手続を踏まないといけないということが常識だということで、時の権力者の、権力は変わりますから、選挙によっても変わりますから、その変わるたびごとに内閣、政府の独断でどんどん憲法を踏みにじっていくということは、許すということは憲法を否定するということで、そんな……憲法というのは最高法規で、一内閣で勝手に変えることは許されないということです。それが許されるというふうに今安倍さんは言っているわけです。それは立憲主義の否定ということです。

それから、私は請願者でないので、紹介議員なのですが、うまく説明できるかどうか分かりませんが、小泉純一郎さんは、あのときちょうどイラク戦争、彼の時代にイラク戦争に派兵しましたね、自衛隊を。派兵しましたが、彼ははっきりと正当防衛以外、自衛隊が攻められて、派遣した軍隊の自衛隊が敵側によって攻められて危険が迫ったときには反撃していい、だけれどもそういうことでなかったら自分から先に武器をとって相手を、イラクの、敵側というか、相手側を攻撃してはいけないと、そういう見解を小泉さんは示してしまして、実際現実にイラクに派遣された自衛隊員の人は一切鉄砲持ちませんでしたし、戦争状態に一切ならなかった。それは、そういう歯どめがかかっていたからです。それは、歴代の内閣、自民党政府がそういうふうに歯どめをかけてきた、それを守ったということです。

1 番（今井幸代君） 2 番目の答えが私の質問している意図とちょっと違った返答だったのですけれども、この当時の内閣、政府は請願趣旨にあるようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと、そういうような見解を示しているわけですよ。そうすると、そもそもこの「閣議決定にも背き」という文章はおよそ当てはまらないのではないかというふうに考えるのですけれども、それについてはどういうふうな見解なのでしょう。

あとは、済みません、ではあわせてちょっと伺うのですけれども、時の政権が自由に憲法解釈を変えるというのは立憲主義を否定するというふうにおっしゃられていますけれども、この前も憲法の解釈というのはやっぱり変更されてきているわけですよ。その辺はどのように認識されているのでしょうか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 答弁してください。

9 番（川口興志郎君） 1 番目の質問は、私は法律の専門家ではありませんので、詳しくお答えできませんが、ただ、今まで自民党政権ずっと、各閣僚の閣議決定もそうですが、正当防衛で攻められるような、日本が攻められて、やむを得ず防衛で自衛隊とか戦力を使っていくというのであれば、それはそれで可能だと。戦争するかもわ

からない。だけれども、それ以外しないというのが自民党も含めた政権のあり方です。外国のある国が、想定した国がですけれども、攻めてこない、もうどこか攻め込む、例えばイランは日本と利害関係ありませんが、ただアメリカとのつき合いで攻めていく、NATOがやったように。アメリカとのかかわりで武器を使ってということは、歴代内閣のとき否定してきた、小泉さんも否定したわけですよ。

1 番（今井幸代君） あと、済みません、集団的自衛権の行使の容認が日本を海外で戦争する国に変えるものでありというふうにおっしゃられて、請願の趣旨、請願文章の中にもそのような形で書いてございますけれども、そもそも現総理の集団的自衛権の行使におけるその総理の問題意識というのは、これ安保法制懇の報告書から鑑みれば、「公海における米艦の航行、共同訓練などで境界上において我が国の自衛隊の艦船が米軍艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦船が攻撃をされても我が国自衛隊の艦船は何もできないという状態が生じてよいのか」、次、「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害をこうむるようなことがあれば、我が国の防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的な問題は別として、仮に米軍に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捉えた場合でも我が国は迎撃できないという状態が生じてよいのか」、次、「国際的平和活動における武器使用、同じPKO等の活動に従事している他国の部隊、隊員が攻撃を受けている場合に、部隊または隊員を救援するためにその場所まで駆けつけて、要すれば武器を使用して仲間を助けることは当然可能とされている。我が国の隊員だけそれはできないという状態が生じてよいのか」、次、「同じPKO等に参加している他国の活動に対する後方支援、補給、輸送、医療等、それ自体は武力行使に当たらない活動については武力行使と一体としないという条件が課されていた。このような後方支援のあり方についてもこれまでどおりでよいのか」、総理の問題意識はこの4つです。この4つ、最低限の私たちの自国の安全を守るための集団的自衛権、最低限の集団的自衛権の行使というところを総理は今国会での答弁をしております。断じて、日本を海外で戦争する国に変えるなんていうのは、およそこれは現実と乖離しているといえますか、というふうに思えるのですが、その辺は逆にこれは非常に乱暴なおよそ論理ではないのかなというふうに思うのですけれども。

9 番（川口與志郎君） 今、言われたことに一つ一つ、私学者ではないので、うまく言えないのですが、今、いろいろ場面、状況、議員話がありましたが、それが本当に自衛隊員の命が危うくなるとか、日本の国土が侵略されるとか、攻められるとか、

そういう状況であれば、それは認められると思う。それは認めるではなく、個別的な自衛の範囲ですよ。集団的自衛権でなくて、個別的自衛権の範囲です、それは。だから、集団的自衛権というのは、それを超えた世界ですからね。今、いろいろ言われましたけれども、とにかくアメリカの都合でアメリカの軍隊と一緒に戦う、イラク戦争を見てもらうとわかりますが、NATO軍、イギリスもそうですけれども、一緒になってイラク攻撃しました。アフガニスタン戦争も同じです。そういう形で、今度自衛隊がそれに行きますからね。同じことをするというのですからね。それは、集団的自衛権だとそうなるわけです。個別的な自衛権だとそれはできないと。どうしてそれを免れるかという、憲法9条、戦争の放棄ですよ。戦争の放棄という条項が憲法として生きているわけですから、改正されていませんから、憲法9条がある以上は集団的自衛権はだめ。つまり自衛隊員の命を危なくするとか、国の領土が侵略されるとか、攻められるとか、そういうとき以外は、集団的自衛権。アメリカと一緒に戦うわけですから。それは、戦争をする国になっていく、その道を開くということです。

11番（池井 豊君） 委員長、ここで集団的自衛権の解釈、憲法論議をしたところでお互いかみ合うわけないわけだから……

（何事か声あり）

11番（池井 豊君） 一応今のところ整理してください。

9番（川口與志郎君） 一応意見は意見で理解が得られれば……

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、今、今井議員と川口委員の話はちょっと別に置いておいて、ほかに何かご意見ありますか、皆さんは。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい。では、一応本会議でも当然議論になるかどうかは思いますので、討論というか、ご意見をいただくということで、一般的には賛成か、反対かという討論になると思いますので、最初にでは請願採択に反対の方の討論を行いたいと思いますが。

1番（今井幸代君） では、反対という立場で意見を申し述べさせていただきます。

まず、総理が解釈を自由に変更というのはそもそも不可能でありまして、解釈の変更をするのであれば、当たり前ですが、法改正や新たな法制定が必要となりまして、これは国権唯一の立法機関である国会でしかできないわけでありまして、内閣のほうも26年4月から閣議における議事録の作成と公開も決めており、閣議決定まで

のプロセスも明るくなりますし、透明性も公開性も担保されるものと考えております。これは非常に極めて丁寧なものと考えており、よほど立憲主義を否定するようなものには余り当てはまらないのではないかとこのように考えております。さらに言えば、日本を取り巻く安全環境は、この集団的自衛権に関するさまざまな政府解釈が打ち出されている冷戦期とも冷戦直後とも非常に異なっているわけであり、国際情勢は非常に厳しいものとなっており、一国で自国を守るといことはおよそ不可能である昨今の中、その中で集団的自衛権という考え方が生まれてくるのであろうと思います。我が国の安全を確保するために最善の安全保障政策をやはり見出さなければならぬだろうという考え方から、今回の請願内容とは相反するものとして、私は反対をしたいと思っております。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、賛成のほう。

9番（川口與志郎君） 現自民党の中で、集団的自衛権を行使ということに、それは反対だという意見がかなり出ています。野中広務さんとか、そういう人は、その考え方は、私たちは憲法9条改正賛成、そういうことをずっと言っていますよね。それは、私たちとすればそうではないのです。そういう人たちの、一内閣、一首相がそれを変えてはいけないと、憲法を、9条を変えるのだったらちゃんと手続をすべきだ、憲法学者の小林さんという人もそうです、言っていますね。それをしないでいたずらに9条を変えていいと思いませんけれども、ちゃんとやらないで一内閣だけでやってしまうのは非常に強引ですよね。それが今回通ってしまうと、今度政権というのは大体言論、思想、信条、そういうものが迷惑になるのですよ。権力に反対するような言論の自由、思想の自由、信教の自由、そういう基本的な人権、これが前例になっていくとそこまで踏み込んでくると、一内閣、一総理大臣がそういうものに踏み込んでくる前例を開くことになるので、これはやっぱり避けたほうがいいのではないかと思うので。

（賛成討論なのか。それを最後に言わないとの声あり）

9番（川口與志郎君） はい、そうです。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。

11番（池井 豊君） 私も悔しながら賛成の立場で討論します。

共産党の出してきたものに余り賛成したくないのですが、私は今、国会で行われている国会議論の中で、安倍首相が非常に内閣法制局も巻き込んで、その中でこちらに書いてある最高責任者は私だ。政府の討論は、私が責任を持って、その

上で選挙で審判を受けるということで、法制局を巻き込んだやりとりは、まさしく国民にとって異常にしか映りません。このような中、内閣総理大臣として立憲主義、この請願事項を読みますと否定するというふうにとられてもしようがないと思いますので、内閣総理大臣、内閣の法制を望む上でも採択すべきものと、意見とします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほか。

（何事か声あり）

13番（泉田壽一君） では、請願に反対の立場で討論いたします。

紹介議員が説明の中で今るる申しましたけれども、紹介議員の話だけではなく、これらの形式のやつは多くの人からそういう意向の考えがあるという類似したのが結構出ております。ですが、日本のさきの改正からの歴史を振り返ってみれば、まず憲法を守らなければだめだというその憲法は、日本人が投票に参加しておりません。日本人が決めておりません。一方的に戦勝国から押しつけられた憲法。ですから、国民の声は全く無視されております。民主主義とは相反しております。まず、基本がそこにあります。それを長い間年数がたちますとその歴史を忘れて、それがいかにも国民の民意で作られた法律だと、憲法であるという勘違いが日本人の大多数の中にあることをまず1点指摘しておきます。

それから、国連において、さきの大戦から国連憲章の中で敵国条項というのが残っております。この敵国条項というのは、日本、イタリア、ドイツ、この3国に不穏な動きがあった場合はいつ攻撃してもいいと。これは、いまだかつてまだ消えておりません。ですから、日本が例えば北朝鮮からミサイルが飛ばされても、向こうの言い分で日本に不穏な動きがあったからということであれば、国連の今現存してある敵国条項に適合するというのが、これがはっきりしている話であります。

それから、閣議決定という話をされましたが、専守防衛というのも閣議決定です。それは、前の古い内閣ですが、歴代の内閣の中で自衛権の行使というものも閣議決定しました。それ以前においては自衛権の行使さえも認められないのが押しつけられた憲法であります。大体自衛隊というものは認められると。その前身は警察ですから。それも当時の閣議決定で認められてきて、認められてきたことは認めるけれども、ここへ来てやろうということに対して勝手に変えるというか、閣議決定することがおかしいというその理論は全く通りません。戦後の日本でどのような動きになって各歴代の内閣で閣議決定が行われてきたか、それを現実を踏襲する。

それと、この文章の中で、先ほども話が出ていましたけれども、安倍総理が言ったことの話ですけども、要は短く書いてあって、最高責任者は私だと、政府の答

弁は私が責任を持って、その上で正規の審判を受けるというのは、これ要約された文章ですね。そのときの議事録によれば、例えばこの町であれば職員の答弁、全て政策の最高責任者は誰かと。町長。国ならば総理大臣です。答弁した大臣に責任があるので、総理の私には責任がないと言ったら、なお国は成り立ちません。それは、責任者は上に立つ人が責任をとるということは当たり前であって、その発言をしないようなリーダーに果たして国民がついていくか。それから、各行政庁、国家公務員、キャリアが、ではこんな総理は逃げるのだ、責任もとらない、我々に押しつけると言ったら全てまとまらないと思います。ですから、上に立つ人が最後に責任をとるのは私だと言うのは当たり前の話ですし、先ほどの意見であった国の法制局の局長が法の解釈、答弁というのは、憲法学者も多くの憲法学者がおられます。ですから、右なのか、左なのかというのは、一番左の人から見ればやや左の人も右ですし、ずっと左にしても右なのです。一番左の人から見れば。一番右の人から見れば、やや左の人も何にもすべて左なのです。その立ち位置をどこに立って左と言うか、右で言うか。物というのはどれだけの広い見方をして、広い知識を得て、一つのことだけを知って物をやるのではなく、やはり国と国というのは今、あす、あさってだか開会式だね、障害者のオリンピック、それさえも派遣を急遽、侵略されて取りやめとか、要は国というのは全部そういうふうになって上がっている。話し合っ解決ができるのであればそんなにいいことはないし、これは理想中の理想。現実として、この地球上に人間が住み着いて何百万年の歴史の中で紛争がどれだけあったか、殺し合いがどれだけあったか。だから、戦争を否定すると言いますがけれども、戦争に関しましてはハーグ協定というのがあります。開戦するときに関して敵国にどれだけ時間前に通告しなければならない、またいろいろのがあります。ですから、戦争といえば殺し合いという一言ですがけれども、それさえもルールがあって、戦争というのは軍隊と軍隊、軍人と軍人が戦うというのが戦争でして、その戦いというのはスポーツと違いますので、命がかかっている。これははっきりしています。一般民を巻き添えにして無差別に殺りくをしてやるのが、これはハーグ協定で禁じられております。ですから、こういう考えの人たちの中で、例えばこれの批判で靖国も結びつけて参拝もいろいろ言われておりますけれども、私のこの討論に当たってのいろいろの持論を申し上げますと、日本にA級戦犯はおりません、一人も。A級戦犯は、アメリカのルーズベルトです。後の大統領。それは何でかといいますと、東京大空襲、一般民をどれだけ虐殺したか。あれは兵隊で戦ったのではないです。それから、広島、長崎に原爆を落としました。本来司法裁判というの

はオランダのハーグで開かれるために、そこに全ての規則とその統治するところがあるはずですが、それをせずに東京裁判でやった。それが一方的に弁護士もつけず、世界の中立的なそういうのも全部せずに全く一方的な裁判で、それを今も靖国参拝、A級戦犯がそこにいる。A級戦犯なんか日本人一人もいませんよ。戦争は戦争としてやったのであって、日本がハワイを攻めたときも軍部を責めて。ただ、惜しいから、私調べましたら通告する時間がちょっと遅かった。その事実はあります。だから、そういう原点の中で全部さかのぼってみて、本当にこの請願が間違えていないのかというと、その歴史と現実を認識してあると、全くそれと違ったずれた方向で思い込みとうのみで出されている、私にはそう言わざるを得ません。ですので、この請願に関しては反対いたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） なかなか面倒な議論だろうし、それぞれの思いもあるのだろうとは思いますが。

では、委員会の中での採決ということで、本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立同数）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） よろしゅうございます。ということは、賛成が3、反対が3。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、議長は除きますし、私も入れませんから。今、賛成の方は3人、残る3人は反対ということになりますので。

では、採決の結果は賛成と反対が同数という形になりますので、委員長が裁決をします。

私は、では不採択ということに決めます。

以上でございます。

では、そういうことで委員長報告はしたいと思えます。

では、これで付託された案件と請願の審査を終わります。

大変ご苦労さまでした。

午後3時22分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年3月6日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治